

投票所タクシー移動支援の事前受付を行っています

市では、各種選挙の際に投票所までの移動手段がない高齢の方や障害のある方などに対し、タクシーによる移動を支援していますので、ぜひご活用ください。

利用登録の受付は随時行っています。メールなどによる申し込みも可能です。

■**利用区間**／自宅等（市内）と最寄りの期日前投票所または当日投票所との往復

※途中下車・乗車地以外への移動はできません。



■**利用料金**／無料

■**対象者**／本市の選挙人名簿に登録されている方で、次の（１）から（４）のすべての要件に該当する方

（１）市内に居住している方

（２）次の①②のどちらかに該当する方

① 65歳以上の方

② 自宅から投票所まで自力による移動が困難な方（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方／要介護2以上の方／妊産婦・ケガをしている方）

（３）投票期間に投票所までの移動手段がない方（運転免許がない方、家族等の送迎する人がいない方、自動車等を所有していない方）

（４）次の①②のどちらかに該当する方

① 自らタクシーへの乗車が可能な方

② 自らタクシーへの乗車が困難な場合は、自宅（乗車地）および投票所でタクシーまでの移動を介助する方が同伴できる方

■**利用方法**／登録後、選挙の際にお知らせを送付しますので、タクシーを利用したい場合は選挙管理委員会事務局へご連絡ください。タクシー券が届きましたら、ご自分でタクシーを予約し、最寄りの投票所まで往復利用してください。

●**申請・問い合わせ先**／選挙管理委員会事務局 ☎ 22-3459 ✉ senkan@kesennuma.miyagi.jp

消防団員を募集しています

消防団活動を通して地域に貢献しませんか？

消防団員は会社員・自営業・学生・主婦など本業を持ちながら、所属する地域で活動しています。あなたも、地域を守る消防団員として活動してみませんか。

●**入団資格**／次のいずれにも該当する方

①本市に居住または勤務している方

②年齢 18 歳以上 55 歳未満の方（男女は問いません）

③心身ともに健康な方（職業は問いません）

●**年報酬**／年間の職務に対する報酬

（階級が団員の場合、年 36,500 円）

●**出勤報酬**／災害、訓練など 1 回あたりの出勤に対する報酬

・災害時の出勤に対する報酬（出勤 4 時間以内 5,400 円）

・訓練などの出勤に対する報酬（出勤 4 時間以内 2,700 円）

※この他、退職報償金、公務災害補償、入院補償、被服貸与などがあります。

●**消防団の主な活動**／

・火災、その他災害対応

・無線、ポンプなどの点検、操作訓練

・地域イベントなどへの協力

・火災予防啓発活動

●**応募・問い合わせ先**／

危機管理課 消防団係 ☎ 22-0983

交通安全活動を通して地域に貢献しませんか？

交通指導員を募集しています

市では、市民の皆さんを交通事故から守るため、交通安全街頭指導や交通安全教育などを行う交通指導員を募集しています。



●**応募資格**／次のいずれにも該当する方

①本市に居住する 20 歳以上 65 歳未満の方

②普通自動車免許をお持ちの方

③健康で街頭指導などの交通安全活動に従事できる方

●**待遇**／活動謝礼（1 回 4 時間以内 2,700 円）、年謝礼（階級が隊員の場合、年 36,500 円）、制服貸与、表彰制度など

●**応募方法**／危機管理課へ履歴書と運転免許証の写しを

1 部ご持参ください。後日、

交通指導隊本部による面接を行います。

●**応募・問い合わせ先**／

危機管理課 防災安全係 ☎ 22-3402

「教えて！知って！応援団」講師相談・紹介リスト ～自治会・交流サロン等の勉強会などに、ご活用ください～



市では、年齢を重ねても住み慣れた地域で自立して暮らせるように、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」を推進しています。

その取り組みのひとつとして、地域の活動で、各種講座などを開催したい場合に、講師の派遣、施設・物品の貸し出しなどをまとめた「講師相談・紹介リスト」を作成しており、このたび令和6年度版が完成しました。

■掲載内容／健康・保健、介護・福祉、医療、地域づくり、趣味・生きがい、防犯・防災・安全安心 など。

詳しい講座内容や講師については、掲載団体に直接お問い合わせください。

■配布場所／高齢介護課 ※市公式サイトからダウンロードできます

市公式サイト▶

●問い合わせ先／高齢介護課 高齢企画係 ☎ 22-3462



令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出してください

所得税の課税対象となる方には、日本年金機構から「令和7年分扶養親族等申告書」が、9月中旬から順次送付されています。この申告書は、令和7年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除や扶養控除など、各種控除を受ける際に必要な申告書です。

提出期限は10月31日(木)ですので、同封の返信用封筒に封入し、お早めに投函してください。また、各種控除に該当しないなどで提出が不要な場合もありますので、詳細については、「扶養親族等申告書」に同封されているリーフレットをご確認ください。

※所得税の課税対象とならない方には「扶養親族等申告書」は送付されません。

●所得税の課税対象となる方／

老齢または退職を支給事由とする年金の支給額が以下に該当する方（障害年金・遺族年金は非課税）
・65歳未満の方：108万円以上 ・65歳以上の方：158万円以上

●問い合わせ先／

石巻年金事務所 ☎ 0225-22-5115 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル ☎ 0570-081-240

犯罪被害者等への支援について 安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために

誰もが突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。

犯罪被害者への支援は、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、必要な取り組みです。

市では、犯罪の被害に遭われた方が一日でも早く、平穏な生活を営むことができるよう「気仙沼市犯罪被害者等支援条例」を定め、支援を行っています。

●市が被害に遭われた方へ支援できること／

- ・さまざまな問題についての相談および必要な情報の提供
- ・見舞金等の支援 ※遺族見舞金：30万円、傷害見舞金：10万円、死体検案費用支援金：上限10万円
- ・犯罪等により住まいを失った方への住居の提供

※見舞金支援および住居の提供には一定の要件があります。

●市民や事業者の皆さんの理解と協力について／

- ・犯罪被害に遭われた方が、再び安心して平穏な生活を過ごせるようになるために、身近な地域の皆さんや関係する事業者の皆さんの「被害者支援の取り組み」に対する理解と協力が必要です。

●被害者支援に係る市の相談窓口／市民相談室（本庁舎1階）☎ 22-3411

